

## 法務省随意契約心得

(目的)

第1条 法務省所管の工事又は業務の契約に係る随意契約を行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積り等)

第2条 随意契約により [ ] をしようとする者（以下「見積者」という。）は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、見積りしなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案及び現場等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 見積書は、見積書（様式第1号）により作成し、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示した日時までに提出しなければならない。

3 見積者は、代理人に見積りさせるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 見積者又はその代理人は、当該見積りに対する他の見積者の代理をすることはできない。

5 見積者は、令第71条第1項に該当する者を見積者の代理人とすることはできない。

6 見積者は、いったん提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

[注 [ ] は、工事の請負等の契約の種類が入る。]

(公正な見積りの確保)

第2条の2 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積者は、見積りに当たっては、他の見積者と見積り意思又は見積り価格について、いかなる相談も行わず、独自に見積り価格を定めなければならない。

3 見積者は、第6条の規定による契約の相手方の決定前に、他の見積者に対

して見積価格を意図的に開示してはならない。

(見積りの取りやめ等)

第3条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積りに参加させず、又は見積りの執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(見積りの辞退)

第4条 見積りを依頼された者は、第6条の規定による契約の相手方の決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退することができる。

2 見積りを依頼された者は、見積りを辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 見積り合わせ前には、見積り辞退届（様式第2号）を契約担当官等に直接持参し、又は郵便若しくは信書便（見積り合わせ日の前日までに到達するものに限る。）により行う。

二 見積り合わせ中には、見積り辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積りを執行する者に直接提出して行う。

3 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(見積りの無効)

第5条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

一 委任状を提出しない代理人のした見積り

二 記名押印を欠く見積り

三 金額を訂正した見積り

四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

五 明らかに連合によると認められる見積り

六 同一事項の見積りについて他人の代理を兼ね又は2人以上を代理した者の見積り

七 その他見積りに関する条件に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

第6条 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲で見積りした者のうちから契約担当官等が契約の目的に応じ最も適正と認めた者を契約の相手方とする。

(再度見積り)

第7条 見積合わせにおいて、予定価格の制限に達した見積りがないときは、必要に応じ再度見積合わせを行う。

(同価格の見積者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第8条 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2名以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積合わせ事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第9条(金銭的保証) 契約の相手方は、契約書を作成する場合には契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合には契約の相手方に決定した後速やかに、契約金額の100分の30以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 契約の相手方は、前項の規定により契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供するときは、次の各号のいずれかによらなければならない。

一 契約保証金の納付

現金を保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に振り込み、保管金取扱店の発行する保管金領収証書に保管金提出書（平成9年2月24日付け法務省営第341号会計課長通達「工事請負契約における契約の保証に関する取扱いについて」（以下「契約保証通達」という。）第2号様式）を添えて歳入歳出外現金出納官吏に提出し、保管金受領証書の交付を受け、これを契約担当官等に提示する。

二 契約保証金の納付に代わる担保の提供

ア 有価証券の提供

有価証券（利付国庫債券に限る。）を保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店をいう。以下同じ。）に寄託し、保管有価証券取扱店の発行する政府有価証券払込済通知書に有価証券提出書（契約保証通達第3号様式）を添えて有価証券取扱主任官に提出し、政府保管有価証券受領証書の交付を受け、これを契約担当官等に提示する。

イ 金融機関等の保証の提供

銀行等（銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第2項に規定する保証会社をいう。）の保証を証する書面に保証書提出書（契約保証通達第4号様式）を添えて、契約担当官等に提出する。

- 3 契約の相手方は、第1項ただし書の場合において、その理由が履行保証保険契約の締結又は公共工事履行保証証券による保証の場合は、当該契約に係る証券に保険証券・保証証券提出書（契約保証通達第5号様式）を添えて、契約担当官等に提出しなければならない。

第9条の2（役務的保証の場合） 契約の相手方は、契約書を作成する場合には契約書案の提出と同時に、契約書を作成しない場合には契約の相手方に決定した後速やかに、公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）に付し、当該証券を保険証券・保証証券提出書（契約保証通達第5号様式）に添えて、契約担当官等に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の100分の30以上とする。

（契約書等の提出）

第10条 契約の相手方は、契約書を作成する場合には、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積りはその効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書（法務省所管契約事務取扱規程（平成12年法務省会訓第1702号大臣訓令）第17号様式）を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

（契約の相手方が契約を結ばない場合の措置）

第11条 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を受けることがある。

(異議の申立)

第12条 見積りを行った者は、見積り後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明の理由として異議を申し立てることはできない。

見 積 書

¥

上記の金額をもって、(件名) \_\_\_\_\_  
について、法務省随意契約心得承諾の上、見積します。

年 月 日  
支出負担行為担当官

殿

見 積 者

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名 印

(注) 委任状による代理人の見積りについては、次のとおりとする。

見 積 者

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

代理人氏名 印

辞 退 届

件 名 \_\_\_\_\_

上記について、都合により見積りを辞退します。

年 月 日

支出負担行為担当官

殿

本店又は事務所等

商号又は名称

代表者の資格及び氏名

印